

# 兵庫県公報

平成30年5月7日 月曜日 第2999号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| <b>告 示</b>                       |     |
| ○ 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録（生活衛生課）   | 1   |
| ○ 同 上（同）                         | 1   |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）          | 2   |
| ○ 同 上（同）                         | 2   |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）         | 2   |
| ○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）    | 3   |
| <b>公 告</b>                       |     |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）  | 3   |
| ○ 同 上（同）                         | 3   |
| <b>病院局告示</b>                     |     |
| ○ 診療の業務における使用料及び手数料に係る指定代理納付者の指定 | 4   |
| ○ 医事業務における料金の徴収事務の委託             | 4   |
| ○ 駐車場管理業務における料金の徴収事務の委託          | 5   |
| ○ 料金に係る未収金の収納事務の委託               | 5   |
| <b>教育委員会公告</b>                   |     |
| ○ 入札公告（県立姫路商業高等学校）               | 5   |

## 告 示

### 兵庫県告示第466号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録したので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成30年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 養成施設の名称及び所在地  | 登録年月日      |
|---|------------|
| 甲南女子大学医療栄養学部医療栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程<br>神戸市東灘区森北町6丁目2番23号 | 平成30年3月20日 |

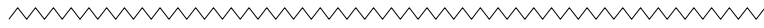
### 兵庫県告示第467号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録したので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成30年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

|   |              |
|---|--------------|
| 養成施設の名称及び所在地                            | 登録年月日        |
| 吉備国際大学農学部醸造学科食品衛生課程<br>南あわじ市志知佐礼尾370番 1 | 平成30年 3 月28日 |



**兵庫県告示第468号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 5 月 7 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年 5 月 7 日から 2 週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                         |    |                  |               |    |
|--------------|-----------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                               | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>相生停車場線 | 相生市本郷町1411番 2 から<br>同 市陸本町1395番まで | 旧  | 7.0から<br>15.0まで  | 218.0         |    |
|              | 相生市本郷町2016番から<br>同 市陸本町2023番まで    | 新  | 20.0から<br>39.0まで | 203.0         |    |



**兵庫県告示第469号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 5 月25日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年 5 月 7 日から 2 週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                  |    |                 |               |    |
|--------------|--|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>加美宍粟線  | 宍粟市一宮町能倉字馬場1295番 7 から<br>同 市一宮町上野田字道面70番まで | 旧  | 5.0から<br>19.0まで | 852.0         |    |
|              |  | 新  | 6.0から<br>22.0まで | 877.0         |    |



**兵庫県告示第470号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 5 月 7 日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年 5 月 7 日から 2 週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                      |    |                  |               |    |
|--------------|--|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宍粟下徳久線 | 宍粟市山崎町加生字垣内174番10から<br>同 市山崎町加生字垣内174番10まで | 旧  | 18.0から<br>19.0まで | 14.0          |    |
|              |  | 新  | 15.0から<br>15.0まで | 14.0          |    |



**兵庫県告示第471号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社人宅
- 2 代表者氏名 赤 羽 誠
- 3 事務所所在地 西宮市浜松原町2番22号
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第204333号
- 5 免 許 年 月 日 平成29年 2 月 27 日

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市高砂町字藍屋町1690番9、1690番113
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市王子町 868 番地の 1  
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 3 月 7 日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-33-2号（28高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市上久米字ヨキ峠251番1、257番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信  
 3 許可年月日及び許可番号  
 平成30年 3 月12日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -19号（29加東）

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。  
 平成30年 5 月 7 日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

- (1) 株式会社三井住友銀行  
 頭取 高 島 誠  
 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
- (2) 三井住友カード株式会社  
 代表取締役社長 久 保 健  
 大阪市中央区今橋四丁目 5 番15号
- (3) 株式会社ジェーシービー  
 代表取締役兼執行役員社長 浜 川 一 郎  
 東京都港区南青山五丁目 1 番22号

2 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにおける診療の業務に係る使用料及び手数料

3 指定代理納付者による代理納付の開始日

平成30年 4 月 1 日



兵庫県病院局告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
 平成30年 5 月 7 日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 (1) 委託した事務の範囲

県立尼崎総合医療センターの医事業務における料金徴収事務

(2) 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地  
 株式会社ニチイ学館

(3) 委託の期間

平成30年 4 月 1 日から同年12月31日まで

2 (1) 委託した事務の範囲

県立淡路医療センターの医事業務における料金徴収事務

(2) 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区神田佐久間町三丁目 2 番地  
 株式会社ソラスト

(3) 委託の期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

3 (1) 委託した事務の範囲

県立柏原病院の医事業務における料金徴収事務

(2) 委託した相手方の所在地及び名称

京都府福知山市篠尾新町一丁目77番 2 号  
 株式会社ソラスト北近畿支社

(3) 委託の期間

- 平成30年 4 月 1 日から同年 9 月30日まで
- 4 (1) 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの医事業務における料金徴収事務
  - (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
  - (3) 委託の期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - 6 (1) 委託した事務の範囲  
県立粒子線医療センターの医事業務における料金徴収事務
  - (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
姫路市南駅前町100番  
株式会社ソラスト姫路支社
  - (3) 委託の期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで



**兵庫県病院局告示第 3 号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成30年 5 月 7 日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
西宮市六湛寺町 9 番16号  
日本管財株式会社
- 3 委託の期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで



**兵庫県病院局告示第 4 号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成30年 5 月 7 日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 委託した事務の範囲  
県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路医療センター、県立ひょうごこころの医療センター、県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター及び県立粒子線医療センターの料金に係る未収金の収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都渋谷区渋谷二丁目16番 8 号  
弁護士法人 舘野法律事務所
- 3 委託の期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

**教 育 委 員 会 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成30年 5 月 7 日

契約担当者

兵庫県立姫路商業高等学校長 白 井 研 二

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立姫路商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 平成30年 9 月 1 日（土）から平成35年 8 月31日（木）まで

(4) 設置場所

県立姫路商業高等学校  
姫路市井ノ口468

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（60箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

(6) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札手続等

| 手続等     | 期間・期日（注1）                            | 場所・方法                                      |
|---------|--------------------------------------|--|
| 入札公告の閲覧 | 平成30年 5 月 7 日（月）から<br>同年 6 月15日（金）まで | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3） |
| 仕様書の閲覧  | 平成30年 5 月 7 日（月）から<br>同年 6 月15日（金）まで | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3） |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 入札説明書、提出書類の様式等の交付 | 平成30年5月7日（月）から<br>同月28日（月）まで            | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3）   |
| 入札参加申込            | 平成30年5月8日（火）から<br>同月28日（月）まで（注2）        | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 事務室へ持参<br>又は送付（注4）   |
| 入札参加資格の確認         | 参加申込後2日以内に発送                            | 申込者へ文書で通知                                    |
| 質問書（様式任意）の受付      | 平成30年5月8日（火）から<br>同年6月8日（金）午後4時まで       | 県立姫路商業高等学校へFAXで送付<br>FAX 079-298-0439        |
| 回答書の閲覧            | 平成30年6月15日（金）午後1時                       | 入札参加者にFAXで回答                                 |
| 機器内訳書及びカタログ等の提出   | 平成30年5月29日（火）から<br>同年6月15日（金）午後4時まで（注2） | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 事務室へ持参<br>又は送付（注4）   |
| 入札及び開札            | 平成30年6月18日（月）午前10時                      | 姫路市井ノ口468<br>県立姫路商業高等学校 会議室<br>直接入札書を提出すること。 |

（注1）上記の期間は、土曜、日曜、祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

（注2）持参の場合は、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（注3）アドレスは（<http://www.hyogo-c.ed.jp/~himeji-chs>）

（注4）入札参加申込並びに機器内訳書及びカタログ等の提出を郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」又は「機器内訳書及びカタログ等の提出」と表記のうえ、宛名及び入札件名等を記入し、上記期間に必着のこと。

#### 4 入札の方法

本件入札は、県立姫路商業高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出するときは、契約保証金の納付が免除される。

#### (4) 入札に関する条件

ア 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

イ 入札は、所定の日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札書を直接入札箱に投入する方法により行うこと。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、イからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、イ、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenji Usui, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Commercial High School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Himeji Commercial High School 1 set of Educational Computer for Intelligence Course

(3) Fulfilment period:

From September 1, 2018 to August 31, 2023

(4) Delivery location:

468, Inokuti, Himeji-shi, Hyogo 670-0983

(5) Deadline for the submission of tender application form:

16:00 May 28, 2018

(6) Deadline for tender:

10:00 June 18, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Hayafuji, School Office, Hyogo Prefectural Himeji Commercial High School

468, Inokuti, Himeji-shi, Hyogo 670-0983

Tel (079)298-0437